

消費生活センター相談室からのお知らせ

「マルチ商法」にご注意！

社会経験の少ない若者や学生は狙われています！

事例

大学の先輩から「FX取引の投資システムがあり、そのシステムの指示通りに投資するだけで簡単に稼げる。システムが入った USB メモリは 58 万円」「他の人を勧誘してこの USB メモリを売れば 1 件につき 5 万円もらえる」と誘われた。高額なので無理だと言ったが、「学生ローンで借りればいい。必ず儲かるので心配ない。儲けですぐに返済できる。」と説得され、2社から学生ローンを借りて USB メモリを買った。その後、USB メモリの投資システムを使って投資してみたが全く儲からないうえに誰も勧誘できなかったため、借金だけが残ってしまった。

これは「マルチ商法(ネットワークビジネス)」という悪質商法です。

会員になって商品やサービスを販売し、他の人を入会させると、紹介料やマージンなどの利益を得ることができる、とうたう商法です。
ところが高額なお金を支払って会員になっても、入会時の説明と違い、実際は儲からず、勧誘もできず商品も売れないため、借金を抱えてしまうことになります。
また、友人を勧誘した結果、人間関係が壊れたり、自分自身が加害者になったりする危険もあります。



トラブルにあわないために **「必ず儲かる」「簡単に儲かる」はウソです！**

友人や知り合いから勧誘されても、きっぱり断りましょう。



投資の実態や仕組みの理解できない取引は契約しないでください。



儲けたお金で簡単にすぐに返せると言われても、借金をしたり、クレジットカードで高額決済をしたりしないでください。



マルチ商法の契約はクーリングオフや中途解約ができる場合があります。トラブルになったときは、すぐに消費生活センターに相談してください。

ひとりで悩まず、まず相談！
専門の相談員がお話を伺います。
(秘密厳守・無料)



【相談日・相談時間】
平日 月～金曜日
午前9時30分～正午
午後1時～3時30分

☎(042)555-1111(内)641
FAX(042)555-5535

詳しい内容や、わからないことがありましたら、消費生活センター相談室までご連絡ください。



消費生活センターで「令和6年2024年 悪質商法・詐欺撃退カレンダー」を配布しています。

はむ★らいふ

余熱で調理 「オリジナル「なべぼうし」づくり」

たくさんのご応募ありがとうございました！

「はむら安全食品等を求める会」から5人の講師を招き、保温調理の味噌汁やプリンを楽しみながら受講していただきました。



お知らせ



令和6年度第1回DVD学習会

舞台は日本

もったいないアイデア満載 目から鱗のドキュメンタリー！

「もったいないキッチン」

日時：5月13日(月)午後1時30分～3時30分
場所：羽村市消費生活センター2階活動室
申込：不要 ご自由にお越しください。

いつ来るかわからない災害！
そのときあなたは？



令和6年度第1回はむ★らいふ講座 防災体験学習バスツアー

6月1日(土)



「首都直下地震発生から72時間を生き抜く」がテーマ
災害時の対応力UPのチャンスです！

見学の流れ：東京直下72h TOUR (約30分) → 防災学習ゾーン (約30分) → 自由見学 (約30分)

日時：令和6年6月1日(土)
午前9時15分(集合)～午後4時30分(解散予定)

集合解散：羽村市役所分庁舎 消費生活センター入口

見学場所：そなエリア東京(東京都江東区有明3丁目8番35号)

参加費：おとな1人1,000円 小学生以下1人200円 当日集金(保険料含む)
※家族で参加可 小学生以下は保護者同伴 おつりのないようご準備ください

持ち物：昼食・飲み物・ピクニックシート・マスク等(ゴミはお持ち帰りください)

募集人数：20人(市内在住・在勤・在学の方優先 申し込み多数の場合抽選)

申込先：羽村市消費生活センター消費生活係

s107000@city.hamura.tokyo.jp または 042-555-1111(640)

※人数、住所、氏名(フリガナ)、年齢(学年)、電話番号を添えてお申し込みください。

申込期間：4月1日(月)～4月12日(金)



申し込みmail



Q1. どんな制度ですか？

平成20年にスタートした自治体への「寄附」制度です



「離れていても生まれ育ったふるさとに貢献できる」「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる」「寄附金の使途が選べる」

自分が住んでいる自治体以外にふるさと納税を行った場合…

確定申告などの手続きをすると、寄附金のうち2,000円を超える部分について、所得税の還付と住民税の控除が受けられます(上限あり)。また、97.7%の団体で寄附金の使い道を指定することができ、地域の名産品などのお礼の品が送られてくる仕組みです。ただし、そもそも税金が発生しない場合は、ふるさと納税をしても全額「寄附」となります。

(ふるさと納税ポータルサイト：総務省)

Q2. 返礼品はどうやって決めているんですか？

自治体に向けて総務省が決めたルールがあります。

- ・「自治体からの返礼品は寄附額の30%以下」
- ・「返礼品の原材料はその都道府県内で生産されたもの」
- ・「返礼品+関係費用の総額は寄附額の50%以下におさめる」

(「ふるさと納税制度の適正な運用について」：総務省)

令和5年10月に行われたルール改正で、ふるさと納税の募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用は、全て含まれることに。



これまで経費としての扱いが曖昧だった「ワンストップ特例等の事務費用」や「寄附金受領証の発行費用等」も返礼品と合わせて50%以下にする必要があります。

Q3. 「ワンストップ特例制度」ってなんですか？

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、一定の要件に該当すれば確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み。この場合、所得税の軽減相当額を含めて、個人住民税からまとめて控除されます。

(羽村市・総務省)



つまり、「国税である所得税からの控除」は行われず、寄附額のうち2,000円を超える部分が、翌年度分の「都と羽村市に納められる市都民税」から控除されるのです。

知らない 知りたい



羽村市消費生活センターの運営委員として活動する羽村市民の私たちが疑問に思っていることを調べてみました

Q4. 全国でどれくらいの方がやっているのですか？

個人住民税の納税義務者のうち、「ふるさと納税」をした控除適用者は約11.5%(891万人)です。

令和4年度は、寄附額、件数ともに対前年度比約1.2倍でした。



(「令和4年度 市町村税課税状況等の調」：総務省)

Q5. いくらくらいの税金が控除されるの？



注) ふるさと納税した人の家族構成が「夫婦+子2人(大学生と高校生)」かつ給与収入のみで住宅ローン控除や医療費控除等の他の控除を受けていない場合の目安：総務省資料



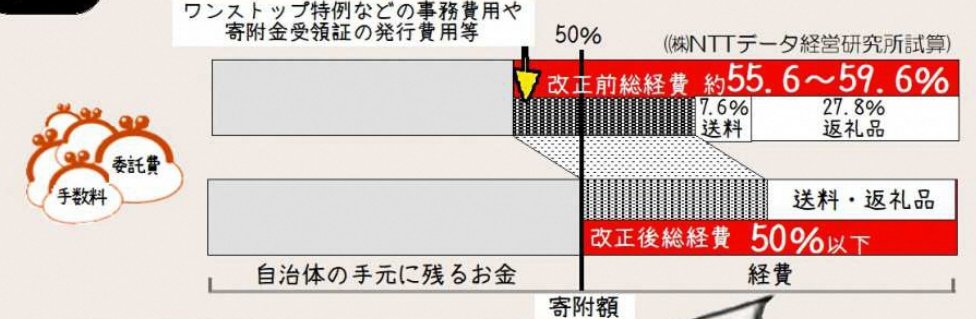
(ふるさと納税のしくみ：総務省)



ふるさと納税で控除される控除限度額(上限金額)は寄附する人の所得や家族構成などで決まります。

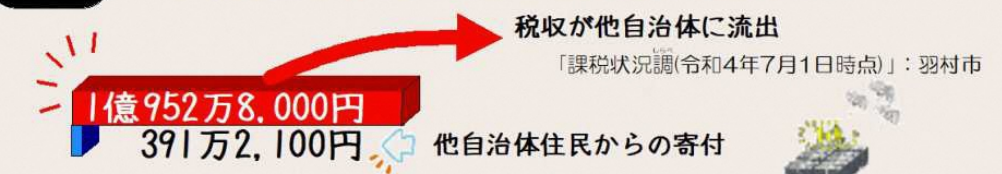
限度額内の寄附額から2,000円を引いた分が控除額となりますが、控除される控除限度額(上限金額)を超えて寄附した場合、超過分は控除されません。

Q6. 経費はどのくらいかかっていますか？



「ふるさと納税」の経費は寄附額の50%以下でなければなりません。経費に含まれるのは、返礼品調達費のほか、送料、広報費、決済手数料、人件費、仲介サイト委託料、書類作業費用等です。

Q7. 令和4年度の羽村市における「ふるさと納税」の影響は？



ふるさと納税による羽村市の流出額は、1億561万5,900円！

ただし、羽村市は地方交付税交付団体なので、ふるさと納税による減収額の75%分は、地方交付税により国から補てんされます。※地方交付税：「所得税及び法人税の33.1%」「酒税の50%」「消費税の19.5%」「地方法人税の全額」と別途法定された各年度の加減算額との合計額(財務省)

ところで、羽村市の返礼品のラインナップは？ 制度上、羽村市民には返礼品の提供はありませんが、みんなで知恵を出し合って、羽村市生まれのモノやコトが広く知られ、街がさらに元気になるといいですね。

Q8. 課題解決への取り組みは？

羽村市を含む東京都市長会は、令和5年12月4日、「東京都知事」、「特別区長会」及び「東京都町村会」と連名で、国に対して「ふるさと納税」制度の抜本的な見直しに関する共同要請を行いました。



「共同要請」の詳しい内容はこちらで確認できます！

各方面の専門家等から指摘されている問題点！

返礼品の転売問題

一部の寄附者が返礼品を得るために「ふるさと納税」を行い、それを転売する問題が発生しました。そこで総務省は、「返礼品を転売し寄附者にその対価を支払う業者を通じて寄附金の募集を行わないこと」という項目を告示に加えました。

不公平性

この制度は所得に応じて上限が高くなる仕組みとなっています。高額納税者ほど限度額が高く、多額の返礼品を受け取れるため、公平性の観点から問題があるとされています。

住民税の減収

「ワンストップ特例」を利用した場合、本来、国が負担すべき所得税控除分を地方自治体の個人住民税控除で負担するため、地域の住民サービスの財源となる住民税の減収になります。寄附金の半分が寄附者や業者の利益として流れ、結果として国全体で税収の流出を招いています。

経費対象や地場産品基準の厳格化による影響

経費率の計算に含める対象経費の拡大で、同じ返礼品でも寄附金額が上がったり、同じ寄附金額でも返礼品のグレードが下がったり。また、地場産品と認められる「加工その他の工程」の定義がより詳細になったため、いままで受け取ることのできた一部の返礼品が対象外となるなどの事例が生じています。

参照：https://www.soumu.go.jp/main_content/000897133.pdf；総務省
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/furusato/index.html；東京都
https://www.jichiken.jp/article/0352/；月刊『住民と自治』2023年12月号
https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4440#h_2；東京税務政策研究所
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/furusato/index.html；東京都主税局

世の中にはさまざまな情報があふれています。いろいろな立場で発信されるそれらの情報ですが、消費者として大事なことは、未来をみすえたよりよい暮らしのためにまずは「事実を正しく知る」ということです。

わたしたち消費者は、日常の中で様々な税金を納めています。税金は、社会保障やインフラの維持、教育、医療、防衛など、暮らしを支える公的サービスやプログラムの資金源です。つまり「みんなの財産」なのです。

これを機に、「ふるさと納税」についても信頼できる情報元から得た知識を、広い視野をもって日々の生活や「未来」に生かせるといいですね。そして、寄附金や税金がどのように使われているのか、注視していきたいところです。